

○令和5年度医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金（下期分）Q & A 【共通】

更新日：令和6年1月29日

区分	No.	問	回 答	参考
補助制度	1	この補助制度の目的は何か。	エネルギー価格の高騰により増大する医療機関・福祉施設等の負担を軽減し、健全な経営の維持を図るための支援をすることが目的です。	・要綱第1条
補助制度	2	支援単価の考え方は。	支援単価は、各事業者の令和5年度における光熱水費の上昇分（R3光熱水費の実績額に、消費者物価指数（総務省公表）における光熱水費の増加率13.5%を乗じて推計）の半年分（国の電気・ガス価格激変緩和対策事業と同期間）に対し、補助率1/2（※）としました。 （※）病院・有床診療所は、各医療機関の省エネの取り組み状況に応じて、2/3、1/2又は1/3のいずれかとなります。	要綱第4条第2項
補助制度	3	物価上昇率13.5%の根拠は。	物価上昇率13.5%は、より物価上昇の実態に近い数字を算出するため、国（総務省）の公表する消費者物価指数の水戸市の光熱水費の上昇率を採用し、令和3年1月を1として、令和5年10月時点との比較をし、その値が13.5%増となったことから、この数値を支援金の算出に使用しております。	
補助制度	4	令和4年度支援金と支援単価が異なるのはなぜか。 （幼児・保育以外）	令和4年度支援金は、予算成立が令和5年1月と年度末であり、できるだけ早く支援金の審査を進める必要があったことから、施設ごとに定額単価としたところですが、定額支援は各施設における物価高騰の影響実態を反映しないことから、令和5年度は、各施設の実績額をもとに支援金を算出することとしました。	
補助制度	5	光熱水費にはどのようなものが含まれるのか。	光熱水費には、法人及び個人の事業所・施設等が事業に使用する建物・設備等に係る電気代、ガス代、上下水道料金が含まれます。 ※ガソリン代といった燃料費が算出根拠書類として提出する確定申告書の水道光熱費に含まれていても、わざわざ控除する必要はありません。	
補助制度	6	今回の支援金は、物価高騰への対策として各施設が実施した節電努力（太陽光発電や蓄電池を入れた場合等を含む）は考慮されないのではないか。	物価上昇前のR3年実績を算出のベースとしているため、節電努力がマイナスに働くことはないと考えています。	
補助制度	7	なぜ食材料費は光熱水費と異なり定額の支援なのか。	食材料費は光熱水費と比べ支払の形態が多様であり、また、回数も多いことから、根拠書類の提出に係る負担が過大となるため、定額の支援としております。	

区分	No.	問	回 答	参考
補助制度	8	新たに支援の対象となった食材料費の支援単価が、施設区分により異なるのはなぜか。	医療機関と福祉施設により、支援単価についての考え方が異なります。 【医療機関】 医療機関における入院時の食費の基準については、診療報酬にて定められているところですが、この基準が長年据え置かれてきたことから、次回の診療報酬の改定までの間、食材料費の高騰に対し医療機関の支援を確実に実施するよう厚労省より依頼があったところですので、そのため、医療機関に対する食材料費の支援単価は、診療報酬改定を見越して厚労省が示してきた基準により実施することになっております。 【福祉施設】 各施設における平均的な食材料費の金額や物価高騰率等をもとに支援単価を算出しています。なお、幼保施設は1食分の単価であること、また、子どもは大人と比べ食べる量が少ないことから、他の施設より少額となっています。	
補助制度	9	支援としては不十分ではないか。	物価高騰は医療機関・福祉施設等に限らず、どの事業者も影響を受けているところですが、今回、価格転嫁が困難な公定価格に基づく収入が大部分を占める医療機関・福祉施設等への支援に、令和4年度、令和5年度上期に引き続き取り組むこととしたところですので、ご理解願います。	
補助制度	10	今後、追加の支援はあるのか。	現時点では、追加の支援の予定はありません。	
対象事業所	11	運営法人は県内に所在するが、県外に所在する事業所についても支援対象となるのか。	県内に所在する事業所を補助の対象としていますので、県外に所在する事業所は対象となりません。 なお、運営法人が県外に所在していても、事業所が県内に所在していれば対象となります。	要綱第2条
対象事業所	12	令和5年10月1日の時点では事業を開始していなかったが、対象となるか。	対象となりません。	要綱第3条第3項
対象事業所	13	申請時点で休止しているが、対象となるか。	対象となりません。	要綱第3条第3項
対象事業所	14	近々事業所を廃止する予定だが、対象となるか。	事業を継続する意思がない場合、対象となりません。	
対象事業所	15	【医療施設等】 公立（県立、市立を指す）の医療機関は対象となるのか。	地方公営企業の適用を受けている医療機関は対象となります。	要綱第5条第4項
対象事業所	16	【福祉施設等】 市町村が運営している事業所は対象となるのか。	国、独立行政法人、都道府県、市町村が運営している事業所は対象となりません。	要綱第5条第5項
対象事業所	17	【福祉施設等】 指定管理の事業所はすべて対象外なのか。	事業所の開設者（指定等を受けている者）が市町村等の場合は対象外です。指定管理であっても、市町村ではなく法人が開設者となっている場合は補助対象となります。	
対象事業所	18	事業所を運営する法人の法人格に制限はあるか。	運営法人の法人格に制限は設けておりません。いずれの法人格であっても申請可能です。	

区分	No.	問	回 答	参考
対象事業所	19	支給要件はあるか。	医療機関等については、区分ごとの要件がございます。詳細はHPでご確認願います。	要綱第3条第3項 別表1
対象事業所	20	確定申告していないが、対象となるか。	個人事業主として確定申告していない場合でも、市県民税の申告をしていれば対象となります。	要綱第5条第6項
申請方法等	21	申請書等の様式はどのようにして入手するのか。	申請書等の様式は、茨城県保健医療部保健政策課のホームページからダウンロードしてください。 「茨城県 医療機関・福祉施設等物価高騰対策」で検索いただきますと、ホームページに詳細があります。	チラシ
申請方法等	22	インターネットを使うことができないので、申請書を郵送してほしい。	【医療施設等】 県から申請書の郵送はしませんので、所属される会※から提供を受けてください。 ⇒所属する会がない場合は、FAXで対応します。FAX番号を教えてください。 ※病院・医科診療所（県医師会）、歯科診療所（県歯科医師会）、助産所（県助産師会）、薬局（薬剤師会）、柔道整復師（県柔道整復師会）、鍼灸（県鍼灸マッサージ師会、県鍼灸師会） 【福祉施設等】 介護、障害、幼保は会からの提供はないため、県からFAXで対応します。	
申請方法等	23	申請書等の作成方法は。	申請マニュアルを上記のホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。 いばらき電子申請・届出サービスにもこちらから飛ぶことができます。	
申請方法等	24	申請書等及び添付書類の提出はどのようにするのか。	原則として「いばらき電子申請・届出システム」で申請をお願いします。 なお、添付ファイルが50MBを超える場合は、添付できませんので郵送で申請してください。その場合は、郵便物が追跡できる方法（簡易書留、レターパック等）で申請してください。	チラシ
申請方法等	25	複数の施設がある場合、それぞれ分けて申請するのか。	1つの法人又は個人で複数の事業所・施設を運営する場合は、原則として、茨城県内で運営する全ての事業所・施設の申請額を取りまとめて、一括して申請してください。 たとえば法人が「医療機関」と「介護施設」、「介護施設」と「保育所」など、2つ以上の区分を運営しているなどの場合も、申告は一括してください。（証拠書類となる確定申告書は分けていないため）	要綱第7条
申請方法等	26	申請はいつからできるのか。	支援金の申請は令和6年2月1日（木）から受付を開始します。	チラシ
申請方法等	27	いつまでに申請すればよいか。	令和6年2月29日（木）までに申請してください。郵便の場合は、当日消印有効となります。	チラシ
申請方法等	28	補助金が振り込まれる金融機関の口座は法人名義以外のものでよいか。	申請者と異なる口座名義の場合お支払いができません。 <口座名義の可否> ①法人名→○ / ②法人名+法人代表者名→○ / ③法人名+事業所名（+施設長名）→○ ④法人名無し（代表者名のみ、事業所名のみ等）→× / ⑤異なる法人名→× ※どうしても異なる名義の口座を希望する場合は、別途委任状を受領することで対応可。その場合は「検討して折り返し」として、所管課に相談してください。	

区分	No.	問	回 答	参考
申請方法等	29	申請書に法人代表者の押印は必要か	申請書への押印は不要です。	
申請方法等	30	R5年度上期支援金を受給しているが、添付書類をまた提出する必要はあるか。	申請書と施設内訳書は必須ですが、上期支援金と口座を変えなければ通帳の写しは不要です。 また、上期支援金で提出済の施設については、R3光熱水費等の証拠書類（確定申告書や決算書など）や施術所・助産所・歯科技工所に必要となる支給要件確認書類も提出不要です。今回初めて申請する施設については省略できませんのでご注意ください。 なお、下期支援金で新たに加わった、 <u>病院及び有床診療所の省エネ対策の取組確認書類と幼保施設の給食実施状況確認書類は省略出来ません。</u>	
申請方法等	31	省エネ対策の取組確認や補助率の変更について、なぜ病院・有床診療所のみ行うのか？	病院及び有床診療所は、業務の性質上、空調など施設設備が24時間365日稼働しており、また、高度医療機器を利用するため、 <u>他業種に比べてエネルギー消費量が多く、特に施設規模の拡大につれて消費量も多くなる傾向にあります。</u> これに対し、国では、「病院における低炭素社会実行計画」の2030年度削減目標として、エネルギー起源の二酸化炭素排出原単位（病院の延床面積当りのCO ₂ 排出量）を2030年度までに2006年度比25%（対前年削減率1.19%）を目指すこととしています。 また、省エネ法に基づきエネルギー使用届出報告書の提出が義務づけられている事業者（年間エネルギー消費量が1,500kl（原油換算）以上）となっている病院は、年平均1%以上の削減努力が求められているところです。 このため、省エネ対策を必死に取り組んでいる病院等がある一方、取り組んでいない病院等に対しても同等の支援を行うのは不相当であり、取り組んでいない病院等に対して省エネ対策を促すため、補助率に差を設けております。	
宣誓・同意	32	「申請内容の裏付けとなる証拠書類を7年間保存」とあるが、具体的にはどのような書類になるのか。	この時期に事業所が運営していたことを確認できる書類及び光熱水費の根拠書類（確定申告書原本、決算書など）を想定しています。	
算出根拠書類	33	R5年度上期支援金を受給しているが、申請書控えをとるのを忘れて、R3光熱水費等の額が分からない。	こちらで確認をして、折り返しお電話にてお教えします。 担当者のお名前、連絡先電話番号をお知らせください。	
算出根拠書類	34	確定申告書に受付印がありません。	確定申告書に收受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を合わせて提出してください。 「納税証明書（その2所得金額用）」が存在しない場合には、当該年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出してください。	
算出根拠書類	35	市県民税申告書の控えがありません。 市県民税申告書の收受日付印がありません。	住所地の市町村から、收受日付印を押印した控えを取り寄せて、提出してください。	

区分	No.	問	回 答	参考
算出根拠書類	36	確定申告を市町村を通じて実施したため、税務署の受付印がありません。	確定申告書に市町村の受付日時印が押印されている場合は、その受付日時印を収受日付印とみなします。提出先が税理士事務所や会計士事務所、青色申告会である場合も、その受付日時印があれば可とします。	
面積按分	37	同じ建物で複数の事業を実施していても、事業ごとに光熱水費を分けて管理できている場合は、面積按分をしなくてもよいか。	事業ごとに光熱水費を分けられるのであれば、面積按分の必要はありません。その場合、施設内訳書に記載する光熱水費は、事業ごとに分けた後の金額を記載してください。	
面積按分	38	面積按分する場合、共用部分の面積はどのようにすればよいか？	共用部分は補助対象となります。補助対象同士で共用する場合、いずれかの事業所の面積に計上してください。（二重計上に注意） また、共用部分の範囲は、常識の範囲で判断願います。（例えば、保険薬局の出入口がドラッグストアと共用である場合は、保険薬局に行くための通路のみ共用とし、ドラッグストア全体とはしない等）	
支給決定等	39	支給決定の通知はあるのか。	支給決定通知は発行しません。振り込みをもって通知に代えさせていただきます。	要綱第10条
支給決定等	40	振込時期はいつ頃か。	支援金の振り込みは、申請書等の審査完了から振り込みまで約1～2ヶ月程度を想定しております。 なお、電子申請の場合は、1次審査終了後に、申請の「受理」のメールを送信する予定です。	
その他	41	市の同様の事業を申請しているが、県との重複受給は可能か。	市の事業とは別事業となりますので、可能です。	
その他	42	支援金は課税対象とのことだが、後から消費税の返還はあるか。	県への消費税の返還はありません。	